

## 更正の請求・更正の申出について

平成 23 年 12 月の税制改正により更正の請求の期間が延長され、法定申告期限から 1 年であったものが、法定申告期限から 5 年に延長されています（国通法 23①）。ただし、この延長は、平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されますので（平成 23 年 12 月改正法附則 36①）、同日前に法定申告期限が到来していた国税の更正の請求はこれまで通り 1 年であり、その期間を徒過した場合に更正の請求をすることはできません（判決等の一定のやむを得ない事由が事後的に生じた場合を除きます：国通法 23②）。

税務署長による職権更正が可能な期間であるものの、納税者による更正の請求ができない場合には、従前は「更正の嘆願」と呼ばれる実務慣行により、税務署長に職権更正を「嘆願」していたのですが、現在は、国税庁から「更正の申出書」と呼ばれる一定の書式が公表されており、これにより「更正の申出」を行うこととなります（下記リンク参照）。

なお、国税庁のパンフレット等によれば、この「更正の申出」の通りに更正されなかった場合には、不服申立てをすることはできないとされています。これはどのような理由によるのでしょうか。

更正の請求が行われた場合には、税務署長は、国税通則法の規定により、その請求を認めて更正するか、認めない場合にはその旨を通知するという「処分」をしなければなりません（国通法 23④）。そして、納税者は、その「処分」に対して不服がある場合には、その「処分」の是非について不服申立てができます（国通法 75①）。一方、「更正の申出」の場合には、法律上の根拠のない国税庁の任意の制度であり、税務署長は、その申出を認めない場合にその旨を通知するという「処分」を行う必要はありません。不服申立ての対象となる「処分」がない以上、納税者は「更正の申出」の通りに更正がされなかったとしてもそれについて争うことはできないということになります。

また、国税通則法における不服申立てのほかに、行政不服審査法において行政庁の「不作為」についても不服申立てができることとされています（行審法 7）。しかしながら、この場合の「不作為」とは、「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないこと」とされており（行審法 2②）、「更正の申出」が任意の制度によるものであって「法令に基づく申請」に当たらない以上、行政不服審査法における不服申立ての対象にもならないということになります。

国税庁 HP：「更正の請求期間の延長等について」

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/encho/index.htm>

### 中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

### 中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決</a> 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答</a>
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。